

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休息日
のときは、その翌日)

目 次

◇ 告 示 保険医療機関等の指定

保険医の登録

土地改良区の定款の変更の認可

土地改良事業計画の適否の決定(二件)

保安林の指定の解除予定

開発行為に関する工事の完了

◇ 公 告 林業改良指導員資格試験の合格者

告 示

鳥取県告示第九百八十二号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に

に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十八年十一月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
北 室 内 科	鳥取市西町一丁目二〇二 朝日新聞亀井堂ビル内	昭和五十八年十一月一日
松 本 医 院	米子市河崎二七四〇―一九	〃
赤 山 薬 局 支 店	境港市上道町一八五五	〃
萬 治 医 院	倉吉市丸山町四七六一三	昭和五十八年十一月十二日

鳥取県告示第九百八十三号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十八年十一月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
中郷実雄	鳥医第二、九九五号	昭和五十八年十月二十五日

鳥取県告示第九百八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、光徳土地改良区の定款の変更を昭和五十八年十一月十五日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年十一月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百八十五号

昭和五十八年六月二十五日付けで日南町から申請のあつた土地改良（三栄地区は場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年十一月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年十一月十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百八十六号

昭和五十八年五月十七日付けで岸本町から申請のあつた土地改良（小町地区は場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年十一月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年十一月十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岸本町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百八十七号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十八年十一月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市賀露町字西浜一七五七の七三四・一七五七の七五四・一七五七の七五九・一七五七の一一二五（以上四筆について、次の図に示す部分に限る。）、一七五七の七五五、字中浜二八九〇

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

飛行場用地とするため

二 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市賀露町字西浜一七五七の七四二（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

風害の防備

3 解除の理由

飛行場用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第九百八十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年十一月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十八年五月二十四日鳥取県指令受倉土維十第四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

東伯郡羽合町大字田後字二ノ森

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市駅前町一丁目六一七

倉吉タイガー有限公司

代表取締役 島本信夫

公 告

昭和58年10月20日に実施した林業改良指導員資格試験に合格した者は、
次のとおりである。

昭和58年11月18日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

広池 善博	田中 秀幸	中山 茂樹	河崎 弥生	武田 智春
田中 啓法	成谷美貴子	田住 益男	横野 俊彦	武田 敏男
石橋 聡	田坂 仁志	林 親生	小南 全良	田中 猛
中田 和男	中本 貴美	西村 臣博	小谷 博	田中 康則
谷本 秀樹	植村 洋巳	山中 俊弘	池本 浩朗	田中 桂川
野田 敏弘	神崎 聖			孝文

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千四百円(送料を含む。)】